

考 査 項 目 別 運 用 表
請負工事（単価契約）

平成30年4月

名古屋市上下水道局

名古屋市上下水道局
(平成25年9月30日局長決裁)
(平成27年3月31日計画部長決裁)
(平成29年3月30日局長決裁)
(平成29年11月9日局長決裁)
(平成30年3月30日計画部長決裁)

(適用)

第1条 この考査項目別運用表（以下「運用表」という。）は、請負工事（単価契約）成績評定要領第6条第2項の規定に基づき、担当監督員、主任監督員、総括監督員及び検査員が請負工事（単価契約）の成績評定に適用する。

(運用表)

第2条 運用表は次の各号による。

- (1) 配水管移設工事等（単価契約）
 - ア 別紙－1－1（担当監督員用）
 - イ 別紙－1－2（主任監督員用）
 - ウ 別紙－1－3（総括監督員用）
 - エ 別紙－1－4（検査員用）
 - オ 各月評定点計算表、最終評定点計算表、評定点配点表
- (2) 下水道整備工事（単価契約）
 - ア 別紙－2－1（担当監督員用）
 - イ 別紙－2－2（主任監督員用）
 - ウ 別紙－2－3（総括監督員用）
 - エ 別紙－2－4（検査員用）
 - オ 各月評定点計算表、最終評定点計算表、評定点配点表
- (3) 下水道築造工事等（単価契約）
 - ア 別紙－3－1（担当監督員用）
 - イ 別紙－3－2（主任監督員用）
 - ウ 別紙－3－3（総括監督員用）
 - エ 別紙－3－4（検査員用）
 - オ 各指示書評定点計算表、最終評定点計算表、評定点配点表
- (4) 上下水道取付管工事（単価契約）
 - ア 別紙－4－1（担当監督員用）
 - イ 別紙－4－2（主任監督員用）
 - ウ 別紙－4－3－1（総括監督員用・第1工区）
 - エ 別紙－4－3－2（総括監督員用・第2～4工区）
 - オ 別紙－4－4（検査員用）
 - カ 各月評定点計算表、最終評定点計算表、評定点配点表
- (5) 上下水道取付管同時施工等工事（単価契約）
 - ア 別紙－5－1（担当監督員用）
 - イ 別紙－5－2（主任監督員用）
 - ウ 別紙－5－3（総括監督員用）
 - エ 別紙－5－4（検査員用）
 - オ 各月評定点計算表、最終評定点計算表、評定点配点表
- (6) 下水本管部分補修工事（単価契約）
 - ア 別紙－6－1（担当監督員用）
 - イ 別紙－6－2（主任監督員用）
 - ウ 別紙－6－3（総括監督員用）
 - エ 別紙－6－4（検査員用）
 - オ 各指示書評定点計算表、最終評定点計算表、評定点配点表

附 則
この運用表は、平成25年10月1日より施行する。

附 則（平成27年3月31日計画部長決裁）
この運用表は、平成27年4月1日より施行する。

附 則（平成29年3月30日局長決裁）
この運用表は、平成29年4月1日より施行する。

附 則（平成29年11月9日局長決裁）
この運用表は、平成29年11月5日より施行する。

附 則（平成30年3月30日計画部長決裁）
この運用表は、平成30年4月1日契約分より適用する。

(1)配水管移設工事等(単価契約)

配水管移設工事等(単価契約)用評定表

○ 月 ○ 工区 担当監督員用

項目	細別	評価項目	1期	2期	3期	4期	チェック欄	チェック数
1. 施工体制	I 施工体制一般	建設業許可票、労災保険関係成立票等が適切に掲示されていない。						
		施工に携わっている一次下請業者が下請届に記載されていない。						
		各種仕様書等および関係法令に基づき施工していない。						
		上記施工体制一般の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。						
		上記施工体制一般の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)						
	II 配置技術者	現場代理人または補助者が現場にいない、または腕章をつけていない。						
		道路使用許可または占用許可書を携帯していない。						
		監理・主任技術者および現場代理人・補助者が工事全体を把握できていない。また工事現場の指揮・監督を適切に行っていない。監督員との打合せおよび各種仕様書等に明示のない事項の協議について書面で行っていない。						
		上記配置技術者の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。						
		上記配置技術者の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)						
2. 施工状況	I 施工管理	施工中または施工後に現場等の整理整頓がされていない。						
		指示事項を遵守していない。または、監督員の指示が必要な場合において、当該指示を受けずに施工している。						
		書類等の整理および提出が適宜適切に行われていない。						
		使用機械が不適切である。						
		使用材料が不適切である。						
		上記施工管理の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。						
		上記施工管理の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)						
	II 工程管理	特に優れていた。						
		指示工期を遵守せず、工程管理に支障が生じた。						
		他の工事と競合又は隣接する工事において、相互の連絡が不足し、トラブルが発生した。						
		作業時間が遵守されていない。						
		上記工程管理の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。						
	III 安全対策	上記工程管理の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。または受注者の責により工事が完了しない。(該当時・・・e)						
		特に優れていた。						
		工事標識、作業帯等の保安設備が不適正である。						
		交通誘導員が適切に配置されない。または、円滑に誘導されていない。						
		過積載車両がある。						
	IV 対外関係	不測の事故が発生した場合において、適切な処置がとれていない。						
		仮設工(土留工等)が適正に施工されていない。						
		上記安全対策の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。						
		上記安全対策の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)						
		特に優れていた。						
	V 出来ばえ	工事に対して、適切な広報を行っていない。						
		住民からの苦情に対して適切に対応していない。						
		各種関係機関と必要な連絡を行っていない。						
		受注者の責により上下水道管等の発注者の財産又は他企業埋設管等の第三者の財産を損傷した。						
		上記対外関係の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。						
	V 出来ばえ	上記対外関係の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)						
特に優れていた。								
栓弁類 筐類の仕上げ、栓弁の据付に不備がある。								
管 管の取扱い、接合及びエア抜き作業が不適切である。配水管施工士による管接合がされていない。								
メータ 水平に設置されていない。逆付け有り。メータ筐内の配管に不備がある。								
V 出来ばえ	仮復旧 平坦性、すりつけ状態等、施工が粗雑である。または、仮ライン(路側帯等の道路標示)の状態が不良である。							
	完成図 記載内容に不備がある。							
	上記出来ばえの評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。							
	上記出来ばえの評価項目のうち、同一評価項目で3回の指摘がある。(該当時・・・e)							
	特に優れていた。							
所 見	移設工事	附属具・漏水修理・取付管改良工事						

配水管移設工事等(単価契約)用評定表

○ 月 ○ 工区 主任監督員用

項目	細別	評価項目	チェック欄		チェック数
			工事係長	維持係長	
4. 総括	減点項目	緊急を要する作業に対し、迅速に対応を行わなかった。			
		指示事項に対し、着工が遅れた。			
		工事施工後に仮復旧等の下がりや、施工不良によるやり直し施工を行った。			
		その他 ()			
		その他 ()			
		その他 ()			
	加点項目	緊急を要する作業に対する迅速な対応が特に優れていた。			
		指示事項への、早期着工が特に優れていた。			
		指示が重複した場合にも、適正な工程管理により施工を行った。			
		工事箇所の近隣住民との調整が特に優れていた。			
		その他 ()			
		その他 ()			
		その他 ()			
所 見	工事係長		維持係長		

※減点は、-15点~0点の範囲とする。

※加点は、+15点~0点の範囲とする。

※減点項目は、1項目-4点とする。

※加点項目は、1項目+4点とする。

配水管移設工事等(単価契約)用評定表

最終評定時 ○ 工区 総括監督員用

項目	細別	評価項目	チェック数	点数
6. 法令遵守等	減点項目	1. 指名停止3ヶ月以上	-20	
		2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15	
		3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13	
		4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10	
		5. 書面注意	-8	
		6. 口頭注意	-5	
		7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分が無かった場合(不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3	
所見				

①本評価項目(6.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。

③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために、下請負契約し、その履行をするために従事するものに限定する。

④総合評価落札方式における技術提案等が、受注者の責により履行されなかった場合は、(5. 書面注意)の項目で別表のように減点する措置を行う。

別表(総合評価落札方式における減点)

減点すべき事由	減点
1. 受注者の責により、当初提案された配置予定技術者を変更したとき	8点

【上記で評価する場合の適応事例】

- 入札前に提出した技術資料等が虚偽であった事実が判明した。
- 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
- 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- 当該工事関係者が贈収賄等により、逮捕または公訴された。
- 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請け、技術者の専任違反等。
- 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
- 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
- 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいる事が判明した。
- 下請に暴力団関係企業が入っている事が判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 安全管理が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- 監督員から文書等による改善指示が行われたが、これに従わなかった。

【上記の評価点について】

- 該当項目の1、2、3、4の複数のチェックはカウントしない。
- 該当項目の5、6、7に複数のチェックがあった場合の処置は下記の式による値を評価点とする。

$$\text{複数あった場合の評価点} = P \times n$$

P: 該当項目の評価点 n: チェック数

- 評価項目の中で、最小の点数を最終評定時の評価点とする。ただし、評価点は-20点までを限度とする。

配水管移設工事等(単価契約)用評定表
 ○月 ○工区 検査員用

項目	細別	工種	評価項目	チェック欄		チェック数
				移設工事	附属具・漏水修理・取付管改良	
3. 出来形 及び出来ばえ	I 出来形	土工事	測定頻度が施工管理基準を下回る。			0
			形状、寸法が規格値から外れている、または、実測で確認できない。			
		管工事	測定頻度が施工管理基準を下回る。			
			形状、寸法が規格値から外れている、または、実測で確認できない。			
		仮復旧	測定頻度が施工管理基準を下回る。			
			形状、寸法が規格値から外れているまたは、実測で確認できない。			
		その他	()			
	出来形項目で以前指摘した内容について、再度指摘した。					
	出来形が不良で、改造の指示をした。(該当時・・・e)					
	II 品質	土工事	規定厚ごとの転圧が確認できない。			0
			掘削床付け面が乱されている。			
		管工事	管切断、配管状況、継手接合の適切な施工が確認できない。			
			水圧試験における水密性が確認できない。			
		仮復旧	合材の温度管理を実施していない、もしくは温度が規定値以下である。			
			路盤の規定厚ごとの転圧が確認できない。			
		その他	()			
	品質項目で以前指摘した内容について、再度指摘した。					
	品質が不良で、改造の指示をした。(該当時・・・e)					
	III 出来ばえ	栓弁類	筐類の仕上げ、栓弁の据付に不備がある。			0
			管	布設延長が完成図と一致しない。		
		メータ 周り	水平に設置されていない。逆付け有り。メータ管内の配管に不備がある。表示ピンが設置されていない。			
仮復旧		平坦性、すりつけ状態等、施工が粗雑である。仮ライン(路側帯等の道路標示)の状態が不良である。				
完成図		オフセット等、完成図と現地が一致しない。				
共通		必要写真が撮影されていない。				
その他		()				
出来ばえ項目で以前指摘した内容について、再度指摘した。						
出来ばえが不良で、改造の指示をした。(該当時・・・e)						
所見	移設工事		附属具・漏水修理・取付管改良工事			

配水管移設工事等(単価契約)

各月評定点計算表

考查項目		担当監督員(59.5点満点)	主任監督員(10.5点満点)	検査員(30点満点)	項目別評定点
1. 施工体制	I 施工体制一般	$(10+x) \times 0.7$			
	II 配置技術者	$(11+x) \times 0.7$			
2. 施工状況	I 施工管理	$(10+x+y) \times 0.7$			
	II 工程管理	$(11+x+y) \times 0.7$			
	III 安全対策	$(10+x+y) \times 0.7$			
	IV 対外関係	$(10+x+y) \times 0.7$			
	V 出来ばえ	$(10+x+y) \times 0.7$			
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形			$(40+x) \times 0.3$	
	II 品質			$(30+x) \times 0.3$	
	III 出来ばえ			$(30+x) \times 0.3$	
4. 総括	I 総括(減点)		$x \times 0.7$		
	II 総括(加点)		$x \times 0.7$		
各月評定点合計		①	②	③	①+②+③

最終評定点計算表

担当監督員各月評定点の平均	$\Sigma ① / \alpha$	④
主任監督員各月評定点の平均	$\Sigma ② / \alpha$	⑤
検査員各月評定点の平均	$\Sigma ③ / \beta$	⑥
5. 法令遵守等(総括監督員)	⑦	⑦
最終評定点合計		④+⑤+⑥+⑦

備考 1 α は、評定対象月数とする。

2 β は、評定対象月数のうち、検査対象月数とする。

3 ④～⑥は、小数点第二位以下を切り捨てた点とする。ただし、最終評定点合計の算定時は、この限りでない。

4 最終評定点の合計は、④～⑦の合計点の小数点第二位以下を切り捨てた点とする。

評定点配点表

考查項目		担当監督員					主任監督員					総括監督員	検査員							
項目	細別	x					y	x						x						
		a	b	c	d	e		a	b	c	d	e		a	b	c	d	e		
1. 施工体制	I 施工体制一般	0	-1	-2	-5	-10														
	II 配置技術者	0	-1	-3	-6	-11														
2. 施工状況	I 施工管理	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 0.65$													
	II 工程管理	0	-1	-3	-6	-11	$n \times 0.65$													
	III 安全対策	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 0.65$													
	IV 対外関係	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 0.65$													
	V 出来ばえ	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 0.65$													
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形													0	-15	-22	-30	-40		
	II 品質													0	-10	-15	-22	-30		
	III 出来ばえ													0	-10	-15	-22	-30		
4. 総括	I 総括(減点)																			
	II 総括(加点)																			
5. 法令遵守等																				

備考 nは、各細別における優良チェック数とする。

(2) 下水道整備工事(単価契約)

下水道整備工事(単価契約)用評定表
 ○月 ○区 担当監督員用

項目	細別	評価項目	1期	2期	3期	4期	チェック欄	チェック数
1. 施工体制	I 施工体制一般	建設業許可票、労災保険関係成立票等が適切に掲示されていない。						
		施工に携わっている一次下請業者が下請届に記載されていない。						
		必要に応じて酸素欠乏危険作業責任者を定め、業務に従事させていない。						
		各種仕様書および関係法令に基づき施工していない。						
		上記施工体制一般の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。						
		上記施工体制一般の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)						
	II 配置技術者	現場代理人または補助者が現場にいない、または腕章をつけていない。						
		道路使用許可または占用許可書を携帯していない。						
		監理・主任技術者および現場代理人・補助者が工事全体を把握できていない。 また、工事現場の指揮・監督を適切に行っていない。						
		監督員との打合せおよび各種仕様書等に明示のない事項の協議について書面で行っていない。						
		上記配置技術者の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。						
		上記配置技術者の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)						
2. 施工状況	I 施工管理	施工中または、施工後に現場等の整理整頓がされていない。						
		指示事項を遵守していない。または、監督員の指示が必要な場合において、当該指示を受けずに施工している。						
		書類等の整理および提出が適宜適切に行われていない。						
		使用機械が不適切である。						
		使用材料が不適切である。						
		上記施工管理の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。						
		上記施工管理の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)						
	II 工程管理	特に優れていた。						
		指示工期を遵守せず、工程管理に支障が生じた。						
		他の工事と競合又は隣接する工事において、相互の連絡が不足し、トラブルが発生した。						
		作業時間が遵守されていない。						
		上記工程管理の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。						
		上記工程管理の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。または受注者の責により工事が完了しない。(該当時・・・e)						
	III 安全対策	特に優れていた。						
		工事標識、作業帯等の保安設備が不適正である。						
		交通誘導員が適切に配置されていない。または、円滑に誘導されていない。						
		過積載車両がある。						
		不測の事故が発生した場合において、適切な処置がとれていない。						
		仮設工(土留工等)が適正に施工されていない。						
	IV 対外関係	上記安全対策の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。						
		上記安全対策の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)						
		特に優れていた。						
		工事に対して、適切な広報を行っていない。						
		住民からの苦情に対して適切に対応していない。						
各種関係機関と必要な連絡を行っていない。								
V 出来ばえ	受注者の責により上下水道管等の発注者の財産又は他企業埋設管等の第三者の財産を損傷した。							
	上記対外関係の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。							
	上記対外関係の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)							
	特に優れていた。							
	本管	本管の施工が不良である。						
	人孔	内面の仕上げに不備がある。または、鉄蓋と舗装とに段差がある。						
取付管	本管接続部や雨水樹等の接続部の仕上げ状況が不適切である。							
	取付管撤去後の閉塞処置等が不適切である。							
仮復旧	平坦性、すりつけ状態等、施工が粗雑である。または、仮ライン(路側帯等の道路標示)の状態が不良である。							
	上記出来ばえの評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。							
所見	上記出来ばえの評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)							
	特に優れていた。							

下水道整備工事(単価契約)用評定表

○ 月 ○ 区 主任監督員用

項目	細別	評価項目	チェック欄	チェック数
4. 総括	減点項目	緊急を要する作業に対し、迅速に対応を行わなかった。		
		指示事項に対し、着工が遅れた。		
		工事施工後に仮復旧等の下がりや、施工不良によるやり直し施工を行った。		
		その他 ()		
		その他 ()		
		その他 ()		
	加点項目	緊急を要する作業に対する迅速な対応が特に優れていた。		
		指示事項への、早期着工が特に優れていた。		
		指示が重複した場合にも、適正な工程管理により施工を行った。		
		工事箇所の近隣住民との調整が特に優れていた。		
		その他 ()		
		その他 ()		
所 見				

※減点は、-15点~0点の範囲とする。

※加点は、+15点~0点の範囲とする。

※減点項目は、1項目-4点とする。

※加点項目は、1項目+4点とする。

下水道整備工事(単価契約)用評定表

最終評定時 ○区 総括監督員用

項目	細別	評価項目	チェック数	点数
5. 法令遵守等	減点項目	1. 指名停止3ヶ月以上	-20	
		2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15	
		3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13	
		4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10	
		5. 書面注意	-8	
		6. 口頭注意	-5	
		7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分が無かった場合(不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3	
所見				

- ①本評価項目(6.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。
- ②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
- ③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために、下請負契約し、その履行をするために従事するものに限定する。
- ④総合評価落札方式における技術提案等が、受注者の責により履行されなかった場合は、(5.書面注意)の項目で別表のように減点する措置を行う。

別表(総合評価落札方式における減点)

減点すべき事由	減点
1. 受注者の責により、当初提案された配置予定技術者を変更したとき	8点

【上記で評価する場合の適応事例】

- 入札前に提出した技術資料等が虚偽であった事実が判明した。
- 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
- 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- 当該工事関係者が贈収賄等により、逮捕または公訴された。
- 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請け、技術者の専任違反等。
- 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
- 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
- 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいる事が判明した。
- 下請に暴力団関係企業が入っている事が判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 安全管理が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- 監督員から文書等による改善指示が行われたが、これに従わなかった。

【上記の評価点について】

- 該当項目の1、2、3、4の複数のチェックはカウントしない。
- 該当項目の5、6、7に複数のチェックがあった場合の処置は下記の式による値を評価点とする。

$$\text{複数あった場合の評価点} = P \times n$$

P: 該当項目の評価点 n: チェック数

- 評価項目の中で、最小の点数を最終評定時の評価点とする。ただし、評価点は-20点までを限度とする。

下水道整備工事(単価契約)用評定表
 ○月 ○区 検査員用

項目	細別	工種	評価項目	チェック欄	チェック数	
3. 出来形 及び出来ばえ	I 出来形	土工事	写真撮影箇所及び内容が不適切である。			
			形状、寸法が規格値から外れているまたは、確認できない。			
		管工事	写真撮影箇所及び内容が不適切である。			
			形状、寸法が規格値から外れているまたは、確認できない。			
		人孔	写真撮影箇所及び内容が不適切である。			
			形状、寸法が規格値から外れているまたは、確認できない。			
		仮復旧	写真撮影箇所及び内容が不適切である。			
			形状、寸法が規格値から外れているまたは、確認できない。			
		その他※	出来形、施工状況が確認できない。			
		その他	()			
	出来形項目で以前指摘した内容について、再度指摘した。					
	出来形が不良で、改造の指示をした。(該当時・・・e)					
	II 品質	土工事	規定厚ごとの転圧が確認できない。			
			掘削床付け面が乱されている。			
		管工事	管の吊おろしが不適切である。			
			官民境界までの取付替えを実施していない。			
		人孔	蓋等の設置状況が不適切である。			
		仮復旧	合材の温度管理を実施していない、もしくは温度が規定値以下である。			
			路盤の規定厚ごとの転圧が確認できない。			
		その他	()			
		品質項目で以前指摘した内容について、再度指摘した。				
		品質が不良で、改造の指示をした。(該当時・・・e)				
	III 出来ばえ	本管	本管の施工が不良である。			
		人孔	内面の仕上げに不備がある。または、鉄蓋と舗装とに段差がある。			
		取付管	本管接続部や雨水柵等の接続部の仕上げ状況が不適切である。			
			取付管撤去後の閉塞処置等が不適切である。			
		仮復旧	平坦性、すりつけ状態等、施工が粗雑である。			
		共通	必要写真が撮影されていない。			
その他		()				
出来ばえ項目で以前指摘した内容について、再度指摘した。						
出来ばえが不良で、改造の指示をした。(該当時・・・e)						
所見						

※その他・・・安全ブロック設置工、管口閉塞工、モルタル注入工、本管目地修理工、足掛金物設置工に適用

下水道整備工事(単価契約)

各月評定点計算表

考査項目		担当監督員(59.5点満点)	主任監督員(10.5点満点)	検査員(30点満点)	項目別評定点
1. 施工体制	I 施工体制一般	$(10+x) \times 0.7$			
	II 配置技術者	$(11+x) \times 0.7$			
2. 施工状況	I 施工管理	$(10+x+y) \times 0.7$			
	II 工程管理	$(11+x+y) \times 0.7$			
	III 安全対策	$(10+x+y) \times 0.7$			
	IV 対外関係	$(10+x+y) \times 0.7$			
	V 出来ばえ	$(10+x+y) \times 0.7$			
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形			$(40+x) \times 0.3$	
	II 品質			$(30+x) \times 0.3$	
	III 出来ばえ			$(30+x) \times 0.3$	
4. 総括	I 総括(減点)		$x \times 0.7$		
	II 総括(加點)		$x \times 0.7$		
各月評定点合計		①	②	③	①+②+③

最終評定点計算表

担当監督員各月評定点の平均	$\Sigma ① / \alpha$	④
主任監督員各月評定点の平均	$\Sigma ② / \alpha$	⑤
検査員各月評定点の平均	$\Sigma ③ / \beta$	⑥
5. 法令遵守等(総括監督員)	⑦	⑦
最終評定点合計		④+⑤+⑥+⑦

備考 1 α は、評定対象月数とする。

2 β は、評定対象月数のうち、検査対象月数とする。

3 ④~⑥は、小数点第二位以下を切り捨てた点とする。ただし、最終評定点合計の算定時は、この限りでない。

4 最終評定点の合計は、④~⑦の合計点の小数点第二位以下を切り捨てた点とする。

評定点配点表

考査項目		担当監督員					主任監督員					総括監督員	検査員							
項目	細別	x					y	x						x						
		a	b	c	d	e		a	b	c	d	e		a	b	c	d	e		
1. 施工体制	I 施工体制一般	0	-1	-2	-5	-10														
	II 配置技術者	0	-1	-3	-6	-11														
2. 施工状況	I 施工管理	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 0.65$													
	II 工程管理	0	-1	-3	-6	-11	$n \times 0.65$													
	III 安全対策	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 0.65$													
	IV 対外関係	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 0.65$													
	V 出来ばえ	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 0.65$													
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形													0	-15	-22	-30	-40		
	II 品質													0	-10	-15	-22	-30		
	III 出来ばえ													0	-10	-15	-22	-30		
4. 総括	I 総括(減点)																			
	II 総括(加點)																			
5. 法令遵守等																				

備考 nは、各細別における優良チェック数とする。

(3) 下水道築造工事等(単価契約)

下水道築造工事等(単価契約)用評定表
 担当監督員用

評定日 年 月 日
 指示番号(- - -) 指示件名

項目	細別	評価項目	チェック欄	チェック数	
1. 施工体制	I 施工体制一般	建設業許可票、労災保険関係成立票等が適切に掲示されていない。			
		施工に携わっている一次下請業者が下請届に記載されていない。			
		必要に応じて酸素欠乏危険作業責任者を定め、業務に従事させていない。			
		各種仕様書および関係法令に基づき施工していない。			
		上記施工体制一般の評価項目のうち、同一評価項目で重複した指摘がある。			
			施工体制が不備であり、書面により改善指示を行った。(該当時・・・)		
	II 配置技術者	現場代理人または補助者が現場にいない、または腕章をつけていない。			
		道路使用許可または占用許可書を携帯していない。			
		監理・主任技術者および現場代理人・補助者が工事全体を把握できていない。また、工事現場の指揮・監督を適切に行っていない。			
		監督員との打合せおよび各種仕様書等に明示のない事項の協議について書面で行っていない。			
		上記配置技術者の評価項目のうち、同一評価項目で重複した指摘がある。			
			現場代理人等の技術者配置が不備で、書面により改善指示を行った。(該当時・・・)		
	2. 施工状況	I 施工管理	施工中または、施工後に現場等の整理整頓がされていない。		
			指示事項を遵守していない。または、監督員の指示が必要な場合において、当該指示を受けずに施工している。		
書類等の整理および提出が適宜適切に行われていない。					
使用機械が不適切である。					
使用材料が不適切である。					
上記施工管理の評価項目のうち、同一評価項目で重複した指摘がある。					
			施工管理上の不備があり、書面により改善請求を行った。(該当時・・・)		
		優れていた。(特に優れていた:2 優れていた:1)			
II 工程管理		指示工期を遵守せず、工程管理に支障が生じた。			
		他の工事と競合又は隣接する工事において、相互の連絡が不足し、トラブルが発生した。			
		作業時間が遵守されていない。			
		上記工程管理の評価項目のうち、同一評価項目で重複した指摘がある。			
				自主的な工程管理がされず、書面により改善指示を行った。または受注者の責により工事が完了しない。(該当時・・・)	
		優れていた。(特に優れていた:2 優れていた:1)			
III 安全対策		工事標識、作業帯等の保安設備が不適正である。			
		交通誘導員が適切に配置されていない。または、円滑に誘導されていない。			
		過積載車両がある。			
		不測の事故が発生した場合において、適切な処置がとれていない。			
		仮設工(土留工等)が適正に施工されていない。			
		上記安全対策の評価項目のうち、同一評価項目で重複した指摘がある。			
				安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、書面により指示を行った。(該当時・・・)	
		優れていた。(特に優れていた:2 優れていた:1)			
IV 対外関係		住民からの苦情に対して適切に対応していない。			
		各種関係機関と必要な連絡を行っていない。			
	工事に対して、適切な広報を行っていない。				
	受注者の責により上下水道管等の発注者の財産又は他企業埋設管等の第三者の財産を損傷した。				
	上記対外関係の評価項目のうち、同一評価項目で重複した指摘がある。				
			対外関係に関する不備が多く、書面により改善指示を行った。(該当時・・・)		
			優れていた。(特に優れていた:2 優れていた:1)		
V 出来ばえ	本管	管きよの通りが不良である。			
		目地等からの漏水、または管の変形(つぶれ)が見られる。			
		管口の処理が不適切である。			
	人孔	組立マンホール、ブロック等の目地からの漏水がある。			
		インバートの仕上げが不適切である。			
	取付管	本管接続の仕上げ状況が不適切である。			
	仮復旧	平坦性、すりつけ状態等、施工が粗雑である。			
			上記出来ばえの評価項目のうち、同一評価項目で重複した指摘がある。		
			出来ばえに関する不備が多く、書面により改善指示を行った。(該当時・・・)		
		優れていた。(特に優れていた:2 優れていた:1)			
所見					

下水道築造工事等(単価契約)用評定表

主任監督員用

評定日 年 月 日

指示番号(- - -) 指示件名

項目	細別	評価項目	チェック欄	チェック数
4. 総括	減点項目	緊急を要する作業に対し、迅速に対応を行わなかった。		
		指示事項に対し、着工が遅れた。		
		工事施工後に仮復旧等の下がりや、施工不良によるやり直し施工を行った。		
		その他 ()		
		その他 ()		
		その他 ()		
	加点項目	緊急を要する作業に対し、迅速な対応が特に優れていた。		
		指示事項への、早期着工が特に優れていた。		
		指示が重複した場合にも、適正な工程管理により施工を行った。		
		工事箇所の近隣住民との調整が特に優れていた。		
		その他 ()		
		その他 ()		
		その他 ()		
所 見				

※減点は、-15点~0点の範囲とする。

※加点は、+15点~0点の範囲とする。

※減点項目は、1項目-4点とする。

※加点項目は、1項目+4点とする。

下水道築造工事等(単価契約)用評価表

最終評定時

総括監督員用

評定日

年

月

日

設計番号(- - -) 件名 ○○管路センター管内下水道築造工事等(単価契約)

項目	細別	評価項目	チェック数	点数
5. 法令遵守等	減点項目	1. 指名停止3ヶ月以上	-20	
		2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15	
		3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13	
		4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10	
		5. 書面注意	-8	
		6. 口頭注意	-5	
		7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分が無かった場合(不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3	
所 見				

①本評価項目(6.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。

③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために、下請負契約し、その履行をするために従事するものに限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した技術資料等が虚偽であった事実が判明した。
2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄等により、逮捕または公訴された。
6. 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請け、技術者の専任違反等。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいる事が判明した。
13. 下請に暴力団関係企業が入っている事が判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
15. 監督員から文書等による改善指示が行われたが、これに従わなかった。
16. 指示をしたが、施工を実施しなかった。

【上記の評価点について】

1. 該当項目の1、2、3、4の複数のチェックはカウントしない。
2. 該当項目の5、6、7に複数のチェックがあった場合の処置は下記の式による値を評価点とする。

$$\text{複数あった場合の評価点} = P \times n$$

P: 該当項目の評価点 n: チェック数

3. 評価項目の中で、最小の点数を最終評定時の評価点とする。ただし、評価点は-20点までを限度とする。

下水道築造工事等(単価契約)用評定表

検査員用

評定日 年 月 日

指示番号(- - -) 指示件名

項目	細別	工種	評価項目	チェック欄	チェック数
3. 出来形 及び出来ばえ	I 出来形	土工事	写真撮影箇所及び内容が不適切である。		
			形状、寸法が規格値から外れているまたは、実測で確認できない。		
		管工事	写真撮影箇所及び内容が不適切である。		
			形状、寸法が規格値から外れているまたは、実測で確認できない。		
		仮復旧	写真撮影箇所及び内容が不適切である。		
			形状、寸法が規格値から外れているまたは、実測で確認できない。		
		その他 ()			
	出来形が不良で、改造の指示をした。(該当時・・・e)				
	II 品質	土工事	規定厚ごとの転圧が確認できない。		
			掘削床付け面が乱されている。		
		管工事	管の吊りおろしが不適切である。		
			材料の保管が不適切である。		
		仮復旧	合材の温度管理を実施していない、もしくは温度が規定値以下である。		
			路盤の規定厚ごとの転圧が確認できない。		
		その他 ()			
	品質が不良で、改造の指示をした。(該当時・・・e)				
	III 出来ばえ	本管	管きよの通りが不良である。		
			目地等からの漏水、または管の変形(つぶれ)が見られる。		
			管口の処理が不適切である。		
		人孔	組立マンホール、ブロック等の目地等からの漏水がある。		
			インバートの仕上げが不適切である。		
取付管		本管接続の仕上げ状況が不適切である。			
仮復旧		平坦性、すりつけ状態等、施工が粗雑である。			
その他 ()					
出来ばえが不良で、改造の指示をした。(該当時・・・e)					
所 見					

下水道築造工事等(単価契約)

各指示評定点計算表

審査項目		担当監督員(59.5点満点)	主任監督員(10.5点満点)	検査員(30点満点)	項目別評定点
1. 施工体制	I 施工体制一般	$(10+x) \times 0.7$			
	II 配置技術者	$(11+x) \times 0.7$			
2. 施工状況	I 施工管理	$(10+x+y) \times 0.7$			
	II 工程管理	$(11+x+y) \times 0.7$			
	III 安全対策	$(10+x+y) \times 0.7$			
	IV 対外関係	$(10+x+y) \times 0.7$			
	V 出来ばえ	$(10+x+y) \times 0.7$			
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形			$(40+x) \times 0.3$	
	II 品質			$(30+x) \times 0.3$	
	III 出来ばえ			$(30+x) \times 0.3$	
4. 総括	I 総括(減点)		$x \times 0.7$		
	II 総括(加点)		$x \times 0.7$		
各指示評定点合計		①	②	③	①+②+③

最終評定点計算表

担当監督員各指示評定点の平均	$\Sigma ① / \alpha$	④
主任監督員各指示評定点の平均	$\Sigma ② / \alpha$	⑤
検査員各指示評定点の平均	$\Sigma ③ / \alpha$	⑥
5. 法令遵守等(総括監督員)	⑦	⑦
最終評定点合計		④+⑤+⑥+⑦

備考 1 α は、評定対象指示件数とする。

2 ④~⑥は、小数点第二位以下を切り捨てた点とする。ただし、最終評定点合計の算定時は、この限りでない。

3 最終評定点の合計は、④~⑦の合計点の小数点第二位以下を切り捨てた点とする。

評定点配点表

審査項目		担当監督員					主任監督員					総括監督員	検査員							
項目	細別	x					y	x						x						
		a	b	c	d	e		a	b	c	d	e		a	b	c	d	e		
1. 施工体制	I 施工体制一般	0	-1	-2	-5	-10														
	II 配置技術者	0	-1	-3	-6	-11														
2. 施工状況	I 施工管理	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 1.3$													
	II 工程管理	0	-1	-3	-6	-11	$n \times 1.3$													
	III 安全対策	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 1.3$													
	IV 対外関係	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 1.3$													
	V 出来ばえ	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 1.3$													
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形													0	-15	-22	-30	-40		
	II 品質													0	-10	-15	-22	-30		
	III 出来ばえ													0	-10	-15	-22	-30		
4. 総括	I 総括(減点)																			
	II 総括(加点)																			
5. 法令遵守等																				

備考 nは、各細別における優良チェック数とする。

(4) 上下水道取付管工事(単価契約)

上下水道取付管工事(単価契約)用評定表

○月 ○工区

担当監督員用

項目	細別	評価項目	1期	2期	3期	4期	チェック欄	チェック数
1. 施工体制	I 施工体制一般	建設業許可票、労災保険関係成立票等が適切に掲示されていない。						
		施工に携わっている下請け業者の施工体制台帳又は再下請通知書が提出されていない。						
		各種仕様書および関係法令に基づき施工していない。						
		上記施工体制一般の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。						
		上記施工体制一般の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)						
	II 配置技術者	現場代理人または補助者が現場にいない、または腕章をつけていない。						
		道路使用許可または占用許可書を携帯していない。						
		監理・主任技術者および現場代理人・補助者が工事全体を把握できていない。 また、工事現場の指揮・監督を適切に行っていない。						
		監督員との打合せおよび各種仕様書等に明示のない事項の協議について書面で行っていない。						
		上記配置技術者の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。 上記配置技術者の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)						
2. 施工状況	I 施工管理	施工中または、施工後に現場等の整理整頓がされていない。						
		指示事項を遵守していない。または、監督員の指示が必要な場合において、当該指示を受けずに施工している。						
		書類等の整理および提出が適宜適切に行われていない。						
		使用機械が不適切である。						
		使用材料が不適切である。						
	II 工程管理	上記施工管理の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。 上記施工管理の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)						
		特に優れていた。						
		指示工期を遵守していない。または、指示件数の増加に適切な対応をせず、工程管理に支障が生じた。 屋内工事や隣接工事との調整を要する工事において、相互の連絡が不足し、トラブルが発生した。						
		作業時間が遵守されていない。						
		上記工程管理の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。 上記工程管理の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。または受注者の責により工事が完了しない。(該当時・・・e)						
III 安全対策	特に優れていた。							
	工事標識、作業帯等の保安設備が不適正である。							
	交通誘導員が適切に配置されていない。または、円滑に誘導されていない。							
	過積載車両がある。							
	不測の事故が発生した場合において、適切な処置がとれていない。							
IV 対外関係	仮設工(土留工等)が適正に施工されていない。							
	上記安全対策の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。 上記安全対策の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)							
	特に優れていた。							
	工事に対して、適切な広報を行っていない。							
	住民からの苦情に対して適切に対応していない。							
V 出来ばえ	給水	各種関係機関と必要な連絡を行っていない。						
		受注者の責により上下水道管等の発注者の財産又は他企業埋設管等の第三者の財産を損傷した。						
	排水	上記対外関係の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。 上記対外関係の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)						
		特に優れていた。						
	栓弁類	取付管	管の取扱い、接合及びエア抜き作業が不適切である。配水管施工士による管接合がなされていない。					
		取付管	本管や屋内管との接合部の仕上げ状況が不適切である。取付管の勾配が不適切である。					
	仮復旧	取付管	取付管撤去後の閉塞処置等が不適切である。					
		取付管	平坦性、すりつけ状態等、施工が粗雑である。または、仮ライン(路側帯等の道路標示)の状態が不良である。					
	完成図	取付管	記載内容に不備がある。					
		取付管	上記出来ばえの評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。 上記出来ばえの評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)					
完成図	取付管	特に優れていた。						
	取付管							

上下水道取付管工事(単価契約)用評定表

○ 月 ○ 工区 主任監督員用

項目	細別	評価項目	チェック欄	チェック数
4. 総括	減点項目	緊急を要する作業に対し、迅速に対応を行わなかった。		
		指示事項に対し、着工が遅れた。		
		工事施工後に仮復旧等の下がりや施工不良によるやり直し施工を行った。		
		その他 ()		
		その他 ()		
		その他 ()		
	加点項目	緊急を要する作業に対する迅速な対応が特に優れていた。		
		指示事項への、早期着工が特に優れていた。		
		指示が重複した場合にも、適正な工程管理により施工を行った。		
		工事箇所の近隣住民との調整が特に優れていた。		
		その他 ()		
		その他 ()		
		その他 ()		
所 見				

※減点は、-15点~0点の範囲とする。

※加点は、+15点~0点の範囲とする。

※減点項目は、1項目-4点とする。

※加点項目は、1項目+4点とする。

上下水道取付管工事(単価契約)用評定表

最終評定時

1 工区

総括監督員用

項目	細別	評価項目	チェック数			点数
			千種営業所	中営業所	守山営業所	
5. 法令遵守等	減点項目	1. 指名停止3ヶ月以上	-20			
		2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15			
		3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13			
		4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10			
		5. 書面注意	-8			
		6. 口頭注意	-5			
		7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分が無かった場合(不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3			
所見	千種営業所					
	中営業所					
	守山営業所					

①本評価項目(6.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。

③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために、下請負契約し、その履行をするために従事するものに限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した技術資料等が虚偽であった事実が判明した。
2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄等により、逮捕または公訴された。
6. 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請け、技術者の専任違反等。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいる事が判明した。
13. 下請に暴力団関係企業が入っている事が判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
15. 監督員から文書等による改善指示が行われたが、これに従わなかった。

【上記の評価点について】

1. 該当項目の1、2、3、4の複数のチェックはカウントしない。また、全総括監督員のチェック数は合計しない。
2. 該当項目の5、6、7に複数のチェックがあった場合の処置は下記の式による値を評価点とする。

$$\text{複数あった場合の評価点} = P \times n$$

$$P: \text{該当項目の評価点} \quad n: \text{全総括監督員の総チェック数}$$

3. 評価項目の中で、最小の点数を最終評定時の評価点とする。ただし、評価点は-20点までを限度とする。

上下水道取付管工事(単価契約)用評定表

最終評定時 2~4 工区 総括監督員用

項目	細別	評価項目	チェック数		点数
			○営業所	○営業所	
5. 法令遵守等	減点項目	1. 指名停止3ヶ月以上	-20		
		2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15		
		3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13		
		4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10		
		5. 書面注意	-8		
		6. 口頭注意	-5		
		7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分が無かった場合(不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3		
所見	○営業所				
	○営業所				

①本評価項目(6.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。

③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために、下請負契約し、その履行をするために従事するものに限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 入札前に提出した技術資料等が虚偽であった事実が判明した。
- 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
- 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- 当該工事関係者が贈収賄等により、逮捕または公訴された。
- 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請け、技術者の専任違反等。
- 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
- 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
- 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいる事が判明した。
- 下請に暴力団関係企業が入っている事が判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 安全管理が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- 監督員から文書等による改善指示が行われたが、これに従わなかった。

【上記の評価点について】

- 該当項目の1、2、3、4の複数のチェックはカウントしない。また、全総括監督員のチェック数は合計しない。
- 該当項目の5、6、7に複数のチェックがあった場合の処置は下記の式による値を評価点とする。

$$\text{複数あった場合の評価点} = P \times n$$

P: 該当項目の評価点 n: 全総括監督員の総チェック数

- 評価項目の中で、最小の点数を最終評定時の評価点とする。ただし、評価点は-20点までを限度とする。

上下水道取付管工事(単価契約)用評定表

○月 ○工区

検査員用

項目	細別	工種	評価項目	チェック欄	チェック数	
3. 出来形 及び出来ばえ	I 出来形	土工事	写真撮影箇所及び内容が不適切である。			
			形状、寸法が規格値から外れている。または、確認できない。			
		管工事	写真撮影箇所及び内容が不適切である。			
			形状、寸法が規格値から外れている。または、確認できない。			
		仮復旧	写真撮影箇所及び内容が不適切である。			
			形状、寸法が規格値から外れている。または、確認できない。			
	出来形項目で以前指摘した内容について、再度指摘した。					
	出来形が不良で、改造の指示をした。(該当時・・・e)					
	II 品質	土工事	規定厚ごとの施工が確認できない。			
			掘削床付け面が乱されている。			
		管工事	管布設または継手接合の施工が不適切である。			
			支管の適切な取付が確認できない。(下水) 分岐材料の適切な据付が確認できない。または、トルク管理や水圧試験の実施が確認できない。(給水)			
		仮復旧	合材の温度管理を実施していない。もしくは、温度が規定値以下である。			
			路盤の規定厚ごとの転圧が確認できない。			
	品質項目で以前指摘した内容について、再度指摘した。					
	品質が不良で、改造の指示をした。(該当時・・・e)					
	III 出来ばえ	給水	栓弁類	管類の仕上げ、栓弁の据付に不備がある。		
				下水	取付管	本管や屋内管との接合部の仕上げ状況が不適切である。
			取付管撤去後の閉塞処置等が不適切である。			
		仮復旧	平坦性、すりつけ状態等、施工が粗雑である。仮ライン(路側帯等の道路標示)の状態が不良である。			
		完成図	オフセット等、必要な情報が記載されていない。			
共通		必要写真が撮影されていない。				
出来ばえ項目で以前指摘した内容について、再度指摘した。						
出来ばえが不良で、改造の指示をした。(該当時・・・e)						
所見						

上下水道取付管工事(単価契約)

各月評定点計算表(担当公所ごと)

審査項目		担当監督員(59.5点満点)	主任監督員(10.5点満点)	検査員(30点満点)	項目別評定点
1. 施工体制	I 施工体制一般	$(10+x) \times 0.7$			
	II 配置技術者	$(11+x) \times 0.7$			
2. 施工状況	I 施工管理	$(10+x+y) \times 0.7$			
	II 工程管理	$(11+x+y) \times 0.7$			
	III 安全対策	$(10+x+y) \times 0.7$			
	IV 対外関係	$(10+x+y) \times 0.7$			
	V 出来ばえ	$(10+x+y) \times 0.7$			
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形			$(40+x) \times 0.3$	
	II 品質			$(30+x) \times 0.3$	
	III 出来ばえ			$(30+x) \times 0.3$	
4. 総括	I 総括(減点)		$x \times 0.7$		
	II 総括(加点)		$x \times 0.7$		
各月評定点合計		①	②	③	①+②+③

最終評定点計算表

担当監督員各月評定点の平均	$\Sigma ① / \alpha$	④
主任監督員各月評定点の平均	$\Sigma ② / \alpha$	⑤
検査員各月評定点の平均	$\Sigma ③ / \beta$	⑥
5. 法令遵守等(総括監督員)	⑦	⑦
最終評定点合計		④+⑤+⑥+⑦

備考 1 α は、評定対象月数×担当公所数とする。

2 β は、全担当公所における評定対象月数の総数のうち、検査対象月数の総数とする。

3 ④～⑥は、小数点第二位以下を切り捨てた点とする。ただし、最終評定点合計の算定時は、この限りでない。

4 最終評定点の合計は、④～⑦の合計点の小数点第二位以下を切り捨てた点とする。

評定点配点表

審査項目		担当監督員					主任監督員					総括監督員	検査員							
項目	細別	x					y	x						x						
		a	b	c	d	e		a	b	c	d	e		a	b	c	d	e		
1. 施工体制	I 施工体制一般	0	-1	-2	-5	-10														
	II 配置技術者	0	-1	-3	-6	-11														
2. 施工状況	I 施工管理	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 0.65$													
	II 工程管理	0	-1	-3	-6	-11	$n \times 0.65$													
	III 安全対策	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 0.65$													
	IV 対外関係	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 0.65$													
	V 出来ばえ	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 0.65$													
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形													0	-15	-22	-30	-40		
	II 品質													0	-10	-15	-22	-30		
	III 出来ばえ													0	-10	-15	-22	-30		
4. 総括	I 総括(減点)																			
	II 総括(加点)																			
5. 法令遵守等																				

備考 nは、各細別における優良チェック数とする。

(5) 上下水道取付管同時施工等工事(単価契約)

上下水道取付管同時施工等工事(単価契約)用評定表
 ○月 ○営業所 担当監督員用

項目	細別	評価項目	1期	2期	3期	4期	チェック欄	チェック数
1. 施工体制	I 施工体制一般	建設業許可票、労災保険関係成立票等が適切に掲示されていない。						
		施工に携わっている下請け業者の施工体制台帳又は再下請通知書が提出されていない。						
		各種仕様書および関係法令に基づき施工していない。						
		上記施工体制一般の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。						
		上記施工体制一般の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)						
	II 配置技術者	現場代理人または補助者が現場にいない、または腕章をつけていない。						
		道路使用許可または占用許可書を携帯していない。						
		監理・主任技術者および現場代理人・補助者が工事全体を把握できていない。また、工事現場の指揮・監督を適切に行っていない。						
		監督員との打合せおよび各種仕様書等に明示のない事項の協議について書面で行っていない。						
		上記配置技術者の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。						
	上記配置技術者の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)							
2. 施工状況	I 施工管理	施工中または、施工後に現場等の整理整頓がされていない。						
		指示事項を遵守していない。または、監督員の指示が必要な場合において、当該指示を受けずに施工している。						
		書類等の整理および提出が適宜適切に行われていない。						
		使用機械が不適切である。						
		使用材料が不適切である。						
		上記施工管理の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。						
		上記施工管理の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)						
		特に優れていた。						
	II 工程管理	指示工期を遵守していない。または、指示件数の増加に適切な対応をせず、工程管理に支障が生じた。						
		屋内工事や隣接工事との調整を要する工事において、相互の連絡が不足し、トラブルが発生した。						
作業時間が遵守されていない。								
	上記工程管理の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。							
	上記工程管理の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。または受注者の責により工事が完了しない。(該当時・・・e)							
	特に優れていた。							
III 安全対策	工事標識、作業帯等の保安設備が不適正である。							
	交通誘導員が適切に配置されていない。または、円滑に誘導されていない。							
	過積載車両がある。							
	不測の事故が発生した場合において、適切な処置がとれていない。							
	仮設工(土留工等)が適正に施工されていない。							
	上記安全対策の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。							
	上記安全対策の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)							
	特に優れていた。							
IV 対外関係	工事に対して、適切な広報を行っていない。							
	住民からの苦情に対して適切に対応していない。							
	各種関係機関と必要な連絡を行っていない。							
	受注者の責により上下水道管等の発注者の財産又は他企業埋設管等の第三者の財産を損傷した。							
	上記対外関係の評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。							
	上記対外関係の評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)							
	特に優れていた。							
V 出来ばえ	給水	栓弁類	筐類の仕上げ、栓弁の据付に不備がある。					
		取付管	管の取扱い、接合及びエア抜き作業が不適切である。配水管施工士による管接合がなされていない。					
	下水	取付管	本管や屋内管との接合部の仕上げ状況が不適切である。取付管の勾配が不適切である。					
		取付管	取付管撤去後の閉塞処置等が不適切である。					
	仮復旧	平坦性、すりつけ状態等、施工が粗雑である。または、仮ライン(路側帯等の道路標示)の状態が不良である。						
	完成図	記載内容に不備がある。						
		上記出来ばえの評価項目のうち、同一評価項目で2回の指摘がある。						
	上記出来ばえの評価項目のうち、同一評価項目で3回以上の指摘がある。(該当時・・・e)							
	特に優れていた。							
所見								

上下水道取付管同時施工等工事(単価契約)用評定表

○ 月 ○ 営業所 主任監督員用

項目	細別	評価項目	チェック欄	チェック数
4. 総括	減点項目	緊急を要する作業に対し、迅速に対応を行わなかった。		
		指示事項に対し、着工が遅れた。		
		工事施工後に仮復旧等の下がりや施工不良によるやり直し施工を行った。		
		その他 ()		
		その他 ()		
		その他 ()		
	加点項目	緊急を要する作業に対する迅速な対応が特に優れていた。		
		指示事項への、早期着工が特に優れていた。		
		指示が重複した場合にも、適正な工程管理により施工を行った。		
		工事箇所付近の近隣住民との調整が特に優れていた。		
		その他 ()		
		その他 ()		
		その他 ()		
		その他 ()		
所 見				

※減点は、-15点~0点の範囲とする。

※加点は、+15点~0点の範囲とする。

※減点項目は、1項目-4点とする。

※加点項目は、1項目+4点とする。

上下水道取付管同時施工等工事(単価契約)用評定表

最終評定時

総括監督員用

項目	細別	評価項目	チェック数								点数	
			千種営業所	北営業所	中村営業所	中営業所	瑞穂営業所	中川営業所	港営業所	守山営業所		緑営業所
5. 法令遵守等	減点項目	1. 指名停止3ヶ月以上	-20									
		2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15									
		3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13									
		4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10									
		5. 書面注意	-8									
		6. 口頭注意	-5									
		7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分が無かった場合(不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3									
所 見	千種営業所											
	北営業所											
	中村営業所											
	中営業所											
	瑞穂営業所											
	中川営業所											
	港営業所											
	守山営業所											
緑営業所												

①本評価項目(6.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。

③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために、下請負契約し、その履行をするために従事するものに限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 入札前に提出した技術資料等が虚偽であった事実が判明した。
- 承認なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
- 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- 当該工事関係者が贈収賄等により、逮捕または公訴された。
- 建設業法に違反する事実が判明した。E)一括下請け、技術者の専任違反等。
- 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
- 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
- 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいる事が判明した。
- 下請に暴力団関係企業が入っている事が判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 安全管理が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- 監督員から文書等による改善指示が行われたが、これに従わなかった。

【上記の評価点について】

- 該当項目の1、2、3、4の複数のチェックはカウントしない。また、全総括監督員のチェック数は合計しない。
- 該当項目の5、6、7に複数のチェックがあった場合の処置は下記の式による値を評価点とする。

$$\text{複数あった場合の評価点} = P \times n$$

P: 該当項目の評価点 n: 全総括監督員の総チェック数

- 評価項目の中で、最小の点数を最終評定時の評価点とする。ただし、評価点は-20点までを限度とする。

上下水道取付管同時施工等工事(単価契約)用評定表

○月 ○営業所 検査員用

項目	細別	工種	評価項目	チェック欄	チェック数	
3. 出来形 及び出来ばえ	I 出来形	土工事	写真撮影箇所及び内容が不適切である。			
			形状、寸法が規格値から外れている。または、確認できない。			
		管工事	写真撮影箇所及び内容が不適切である。			
			形状、寸法が規格値から外れている。または、確認できない。			
		仮復旧	写真撮影箇所及び内容が不適切である。			
			形状、寸法が規格値から外れている。または、確認できない。			
	出来形項目で以前指摘した内容について、再度指摘した。					
	出来形が不良で、改造の指示をした。(該当時・・・e)					
	II 品質	土工事	規定厚ごとの施工が確認できない。			
			掘削床付け面が乱されている。			
		管工事	管布設または継手接合の施工が不適切である。			
			支管の適切な取付が確認できない。(下水) 分岐材料の適切な据付が確認できない。または、トルク管理や水圧試験の実施が確認できない。(給水)			
		仮復旧	合材の温度管理を実施していない。もしくは、温度が規定値以下である。			
			路盤の規定厚ごとの転圧が確認できない。			
	品質項目で以前指摘した内容について、再度指摘した。					
	品質が不良で、改造の指示をした。(該当時・・・e)					
	III 出来ばえ	給水	栓弁類	管類の仕上げ、栓弁の据付に不備がある。		
				下水	取付管	本管や屋内管との接合部の仕上げ状況が不適切である。
取付管撤去後の閉塞処置等が不適切である。						
仮復旧		平坦性、すりつけ状態等、施工が粗雑である。仮ライン(路側帯等の道路標示)の状態が不良である。				
完成図		オフセット等、必要な情報が記載されていない。				
共通		必要写真が撮影されていない。				
出来ばえ項目で以前指摘した内容について、再度指摘した。						
出来ばえが不良で、改造の指示をした。(該当時・・・e)						
所見						

上下水道取付管同時施工等工事(単価契約)

各月評定点計算表(担当公所ごと)

考查項目		担当監督員(59.5点満点)	主任監督員(10.5点満点)	検査員(30点満点)	項目別評定点
1. 施工体制	I 施工体制一般	$(10+x) \times 0.7$			
	II 配置技術者	$(11+x) \times 0.7$			
2. 施工状況	I 施工管理	$(10+x+y) \times 0.7$			
	II 工程管理	$(11+x+y) \times 0.7$			
	III 安全対策	$(10+x+y) \times 0.7$			
	IV 対外関係	$(10+x+y) \times 0.7$			
	V 出来ばえ	$(10+x+y) \times 0.7$			
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形			$(40+x) \times 0.3$	
	II 品質			$(30+x) \times 0.3$	
	III 出来ばえ			$(30+x) \times 0.3$	
4. 総括	I 総括(減点)		$x \times 0.7$		
	II 総括(加点)		$x \times 0.7$		
各月評定点合計		①	②	③	①+②+③

最終評定点計算表

担当監督員各月評定点の平均	$\Sigma ① / \alpha$	④
主任監督員各月評定点の平均	$\Sigma ② / \alpha$	⑤
検査員各月評定点の平均	$\Sigma ③ / \beta$	⑥
5. 法令遵守等(総括監督員)	⑦	⑦
最終評定点合計		④+⑤+⑥+⑦

備考 1 α は、評定対象月数×担当公所数とする。

2 β は、全担当公所における評定対象月数の総数のうち、検査対象月数の総数とする。

3 ④～⑥は、小数点第二位以下を切り捨てた点とする。ただし、最終評定点合計の算定時は、この限りでない。

4 最終評定点の合計は、④～⑦の合計点の小数点第二位以下を切り捨てた点とする。

評定点配点表

考查項目		担当監督員					主任監督員					総括監督員	検査員						
項目	細別	x					y	x						x					
		a	b	c	d	e		a	b	c	d	e		a	b	c	d	e	
1. 施工体制	I 施工体制一般	0	-1	-2	-5	-10													
	II 配置技術者	0	-1	-3	-6	-11													
2. 施工状況	I 施工管理	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 0.65$												
	II 工程管理	0	-1	-3	-6	-11	$n \times 0.65$												
	III 安全対策	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 0.65$												
	IV 対外関係	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 0.65$												
	V 出来ばえ	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 0.65$												
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形												0	-15	-22	-30	-40		
	II 品質												0	-10	-15	-22	-30		
	III 出来ばえ												0	-10	-15	-22	-30		
4. 総括	I 総括(減点)																		
	II 総括(加点)																		
5. 法令遵守等																			

備考 nは、各細別における優良チェック数とする。

(6) 下水本管部分補修工事(単価契約)

下水本管部分補修工事
(単価契約)用評定表

評定日 平成 年 月 日
指示番号(- - -) 指示件名

担当監督員用

項目	細別	評価項目	チェック欄	チェック数
1 施工体制	I 施工体制一般	建設業許可票、労災保険関係成立票等が適切に掲示されていない。		
		施工に携わっている一次下請業者が下請届に記載されていない。		
		酸素欠乏危険作業責任者を定め、業務に従事させていない。		
		各種仕様書および関係法令に基づき施工していない。		
		上記施工体制一般の評価項目のうち、同一評価項目で重複した指摘がある。		
		施工体制が不備であり、書面により改善指示を行なった。(該当時・・・e)		
	II 配置技術者	現場代理人または補助者が現場にいない、または腕章をつけていない。		
		道路使用許可を携帯していない。(国道の場合は国道占用もしくは修繕届等)		
		監理・主任技術者および現場代理人・補助者が工事全体を把握できていない。また、工事現場の指揮・監督を適切に行っていない。		
		監督員との打合せおよび各種仕様書等に明示のない事項の協議について書面で行っていない。		
		上記配置技術者の評価項目のうち、同一評価項目で重複した指摘がある。		
		現場代理人等の技術者配備が不備で、書面により改善指示を行なった。(該当時・・・e)		
2 施工状況	I 施工管理	施工中または、施工後に現場等の整理整頓がされていない。		
		指示事項を遵守していない。または、監督員の指示が必要な場合において、当該指示を受けずに施工している。		
		書類等の整理および提出が適宜適切に行われていない。		
		使用機械が不適切である。		
		使用材料が不適切である。		
		上記施工管理の評価項目のうち、同一評価項目で重複した指摘がある。		
		施工管理上の不備があり、書面により改善指示を行なった。(該当時・・・e)		
	II 工程管理	特に優れていた。		
		指示工期を遵守せず、工程管理に支障が生じた。		
		他の工事と競合又は隣接する工事において、相互の連絡が不足し、トラブルが発生した。		
		作業時間が遵守されていない。		
		上記工程管理の評価項目のうち、同一評価項目で重複した指摘がある。		
	III 安全対策	工程管理上の不備があり、書面により改善指示を行なった。(該当時・・・e)		
		特に優れていた。		
		工事標識、作業帯等の保安設備が不適正である。		
		交通誘導員が適切に配置されていない。または、円滑に誘導されていない。		
		人孔内作業中に酸素欠乏および有毒ガスなどの有無を測定していない。		
	IV 対外関係	不測の事故が発生した場合において、適切な処置がとれていない。		
雨天時に監督員の許可なく工事を行なっている。				
上記安全対策の評価項目のうち、同一評価項目で重複した指摘がある。				
安全対策上の不備があり、書面により改善指示を行なった。(該当時・・・e)				
特に優れていた。				
V 出来ばえ	工事に対して、適切な広報を行っていない。			
	住民からの苦情に対して適切に対応していない。			
	各種関係機関と必要な連絡を行っていない。			
	受注者の責により上下水道管等の発注者の財産又は他企業等の第三者の財産を損傷した。			
	上記対外関係の評価項目のうち、同一評価項目で重複した指摘がある。			
V 出来ばえ	対外関係に関する不備があり、書面により改善指示を行なった。(該当時・・・e)			
	特に優れていた。			
	事前処理	事前処理時の障害物の切断状況、除去状況が良くない。		
	本管部	有害な傷、ねじれ、しわ、ふくれなどの施工不良が有る。		
		補修材が確実に付着していることが確認できない。		
支管部	有害な傷、ねじれ、しわ、ふくれなどの施工不良が有る。			
	補修材が確実に付着していることが確認できない。			
上記出来ばえの評価項目のうち、同一評価項目で重複した指摘がある。				
出来ばえに関する不備があり、書面により改善指示を行なった。(該当時・・・e)				
特に優れていた。				
所見				

下水本管部分補修工事

(単価契約)用評定表 主任監督員用

評定日 年 月 日

指示番号(- - -) 指示件名

項目	細別	評価項目	チェック欄	チェック数
4 ・ 総 括	減 点 項 目	緊急を要する作業に対し、迅速に対応を行わなかった。		
		施工不良による再施工を行った。		
		その他 ()		
		その他 ()		
		その他 ()		
		その他 ()		
	加 点 項 目	緊急を要する作業に対する迅速な対応が特に優れていた。		
		指示が重複した場合にも、適正な工程管理により施工を行った。		
		工事箇所の近隣住民との調整が特に優れていた。		
		その他 ()		
		その他 ()		
		その他 ()		
		その他 ()		
所 見	概ね良好			

※減点は、-15点~0点の範囲とする。

※加点は、+15点~0点の範囲とする。

※減点項目は、1項目-4点とする。

※加点項目は、1項目+4点とする。

下水本管部分補修工事(単価契約)用評定表

最終評定時

総括監督員用

評定日

年

月

日

設計番号(- - -) 件名 ○○管路センター(○○、○○、○○区)管内下水本管部分補修工事(単価契約)

項目	細別	評価項目	チェック数	点数
5 法令遵守等	減点項目	1. 指名停止3ヶ月以上	-20	
		2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15	
		3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13	
		4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10	
		5. 書面注意	-8	
		6. 口頭注意	-5	
		7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分が無かった場合(不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3	
所見				

①本評価項目(6.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。

③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために、下請負契約し、その履行をするために従事するものに限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 入札前に提出した技術資料等が虚偽であった事実が判明した。
- 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
- 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- 当該工事関係者が贈収賄等により、逮捕または公訴された。
- 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請け、技術者の専任違反等。
- 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
- 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
- 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいる事が判明した。
- 下請に暴力団関係企業が入っている事が判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 安全管理が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- 監督員から文書等による改善指示が行われたが、これに従わなかった。

【上記の評価点について】

- 該当項目の1、2、3、4の複数のチェックはカウントしない。
- 該当項目の5、6、7に複数のチェックがあった場合の処置は下記の式による値を評価点とする。

複数あった場合の評価点 = $P \times n$

P: 該当項目の評価点 n: チェック数

- 評価項目の中で、最小の点数を最終評定時の評価点とする。ただし、評価点は-20点までを限度とする。

下水本管部分補修工事
(単価契約)用評定表

評定日 平成 年 月 日
検査員用

指示番号(- - -)

指示件名

項目	細別	細目	評価項目	チェック欄	チェック数
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	指示箇所数と施工箇所数の整合	指示箇所数に比べて、施工箇所数が少なく、指示内容の変更届に、施工箇所数が減った理由が記載されていない。		
			指示箇所数に比べて、施工箇所数が多く、指示内容の変更届に、施工箇所数が増えた理由が記載されていない。		
		写真の不足	部分補修施工前の写真が不足している。		
			補修状況の写真が不足している。		
			部分補修施工後の写真が不足している。		
		補修部材の使い分け	補修の施工幅が0.4mを超える箇所について、補L(補修幅1.0m)の施工が出来ない場合に、監督員との協議がなされていない。(監督員からの指示を受けずに補修幅0.4mで施工している。)		
		支管部	支管部に支管一体型の補修材料を用いて施工していない。(監督員と協議がされていない)		
		その他	()		
	出来形項目で以前指摘した内容について、再度指摘した。				
	出来形数量が不良で、再施工の指示をした。(該当時・・・e)				
	II 品質	補修材料の性能・規格	使用する補修材料が物性値の要求性能として公的機関の審査証明を得たものであることが確認できない。		
		施工前の品質管理	当局監督員立会いの下での材料検収が行なわれておらず、かつ、使用する補修材料等の品質を確認するため適正な管理下で製造されたことを証明する資料(製造証明書等)も提出されていない。		
		施工後の品質管理	施工箇所50箇所につき1箇所の頻度で品質試験が実施されていない。または、試験結果が提出されていない。		
		施工時の品質管理	形成時の圧力、硬化時間、温度、照射時間などの施工記録が提出されていない		
		施工後外観検査	施工後の補修材に変形、不陸、剥離等の欠陥や異常個所が無いことを確認した結果が提出されていない。		
その他		()			
品質項目で以前指摘した内容について、再度指摘した。					
品質が不良で、改造の指示をした。(該当時・・・e)					
III 出来ばえ	事前処理	事前処理時の障害物の切断状況、除去状況が良くない。			
	本管部	有害な傷、ねじれ、しわ、ふくれなどの施工不良が有る。			
		補修材が確実に付着していることが確認できない。			
	支管部	有害な傷、ねじれ、しわ、ふくれなどの施工不良が有る。			
		補修材が確実に付着していることが確認できない。			
	その他	()			
出来ばえ項目で以前指摘した内容について、再度指摘した。					
出来ばえが不良で、手直しまたは再施工の指示をした。(該当時・・・e)					
所見					

下水本管部分補修工事(単価契約)

件名別評定点計算表

審査項目		担当監督員(59.5点満点)	主任監督員(10.5点満点)	検査員(30点満点)	項目別評定点
1. 施工体制	I 施工体制一般	$(10+x) \times 0.7$			
	II 配置技術者	$(11+x) \times 0.7$			
2. 施工状況	I 施工管理	$(10+x+y) \times 0.7$			
	II 工程管理	$(11+x+y) \times 0.7$			
	III 安全対策	$(10+x+y) \times 0.7$			
	IV 対外関係	$(10+x+y) \times 0.7$			
	V 出来ばえ	$(10+x+y) \times 0.7$			
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形			$(40+x) \times 0.3$	
	II 品質			$(30+x) \times 0.3$	
	III 出来ばえ			$(30+x) \times 0.3$	
4. 総括	I 総括(減点)		$x \times 0.7$		
	II 総括(加點)		$x \times 0.7$		
件名別評定点合計		①	②	③	①+②+③

最終評定点計算表

担当監督員各指示評定点の平均	$\Sigma ① / \alpha$	④
主任監督員各指示評定点の平均	$\Sigma ② / \alpha$	⑤
検査員各指示評定点の平均	$\Sigma ③ / \alpha$	⑥
5. 法令遵守等(総括監督員)	⑦	⑦
最終評定点合計		④+⑤+⑥+⑦

備考 1 αは、評定対象指示件数とする。

2 ④～⑥は、小数点第二位以下を切り捨てた点とする。ただし、最終評定点合計の算定時は、この限りでない。

3 最終評定点の合計は、④～⑦の合計点の小数点第二位以下を切り捨てた点とする。

評定点配点表

審査項目		担当監督員					主任監督員					総括監督員	検査員						
項目	細別	x					y	x						x					
		a	b	c	d	e		a	b	c	d	e		a	b	c	d	e	
1. 施工体制	I 施工体制一般	0	-1	-2	-5	-10													
	II 配置技術者	0	-1	-3	-6	-11													
2. 施工状況	I 施工管理	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 2.6$												
	II 工程管理	0	-1	-3	-6	-11	$n \times 2.6$												
	III 安全対策	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 2.6$												
	IV 対外関係	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 2.6$												
	V 出来ばえ	0	-1	-2	-5	-10	$n \times 2.6$												
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形												0	-15	-22	-30	-40		
	II 品質												0	-10	-15	-22	-30		
	III 出来ばえ												0	-10	-15	-22	-30		
4. 総括	I 総括(減点)																		
	II 総括(加點)																		
5. 法令遵守等																			

備考 nは、各細別における優良チェック数とする。